

平成25年1月31日

各 位

会 社 名 株式会社クリーク・アンド・リバー社
代表者名 代表取締役社長 井川 幸広
(コード番号 4763 JASDAQ市場)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画グループ
グループマネージャー 黒崎 淳
(TEL:03-4550-0008)

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年1月31日開催の当社取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1株を100株に分割するとともに、単元株制度の採用を行ないます。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

II. 株式の分割

1. 分割の方法

平成25年2月28日（木曜日）最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する株式数を1株につき100株の割合をもって分割いたします。

2. 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成25年2月28日（木曜日）最終の発行済株式の総数に99を乗じた株式数とします。

分割前の発行済株式の総数 226,090 株

分割により増加する株式数 22,382,910 株

分割後の発行済株式の総数 22,609,000 株

分割後の発行可能株式総数 44,720,000 株

3. 分割の日程

基準日公告日 平成25年2月1日（金曜日）

分割の基準日 平成25年2月28日（木曜日）

分割の効力発生日 平成25年3月1日（金曜日）

4. 新株予約権の行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成25年3月1日以降、以下の通り調整いたします。

第4回新株予約権（平成23年5月25日 定時株主総会決議）

調整前行使価額 17,664 円

調整後行使価額 177 円

III. 単元株制度の採用について

1. 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

2. 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 3 月 1 日（金曜日）

（注）上記の単元株制度採用に伴い、平成 25 年 2 月 26 日付をもって、大阪証券取引所における
売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

IV. 定款の一部変更について

1. 変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加及び単元株制度の採用に伴い、会社
法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、当社定款の一部を変更するものであります。

なお、定款の変更の効力発生日は、平成 25 年 3 月 1 日（金曜日）となります。

2. 変更の内容

（下線は変更部分）

変更前定款	変更後定款
第 6 条 （発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は、 <u>447,200 株</u> とする。 《新設》 第 7 条～第 40 条（条文記載省略） 《新設》	第 6 条 （発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は、 <u>44,720,000 株</u> とする。 第 7 条 （単元株式数） <u>本会社の単元株式数は、100 株とする。</u> 第 8 条～第 41 条（現行どおり） <u>附 則</u> <u>第 1 条 第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発</u> <u>生日は平成 25 年 3 月 1 日とする。</u> <u>② 本附則は、前項の効力発生日をもって削除</u> <u>する。</u>

<ご参考>

1. 今回の株式分割に際し、当社資本金の額の変更はありません。
2. 今回の株式分割は平成 25 年 3 月 1 日を効力発生日としておりますので、平成 25 年 2 月期
期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

以 上